

報告第4号

放棄した市の債権の報告について

栗東市債権管理条例（平成27年栗東市条例第26号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定によりこれを報告する。

令和3年6月10日提出

栗東市長 野村 昌弘

市の債権の放棄調書

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
児童等給食費 負担金	3件	91,890円	消滅時効期間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
第三者行為による 損害賠償金	1件	105,518円	相続放棄 (栗東市債権管理条例第6条第1項第7号)

※傷害による国民健康保険医療費

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
住宅使用料・駐車 場使用料・損害金 等	3件	4,339,915円	消滅時効期間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
水道料金	5件	479,479円	消滅時効期間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)
	2件	4,476円	行方不明等 (栗東市債権管理条例第6条第1項第7号)
計	7件	483,955円	【内訳】使用料 479,055円 督促手数料 4,900円